

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
1	募集要項	5	2	1	(9)	②	イ	「イ重機・備品等の調達及び設置業務」とありますが、項目を明細等で明示した上で、運営業務担当企業と業務範囲分担はしてもよろしいでしょうか。	業務開始後はグループ内で分担しても構いません。
2	募集要項	5	2	1	(9)	③	キ	期間中に「ろ材交換」が発生する場合は、大規模修繕に含まれますでしょうか。	「ろ材交換」は、消耗品であり事業者にて計画・負担してください。なお、本費用は市の対価支払の対象となります。
3	募集要項	6	2	1	(10)	①	イ	本施設の維持管理及び運営業務に対する対価は、「毎年一定額を平準化して定期的に支払う」とありますが、修繕費も含めて、毎年度、固定金額が支払われる（修繕費に関して年度毎の精算はない）との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	募集要項	6	2	1	(10)	①	イ	本施設の維持管理及び運営業務に対する対価は、「毎年一定額を平準化して定期的に支払う」とありますが、当該対価は市から事業者へ年何回、何月に支払われるのかご教示ください。	本施設の維持管理及び運営業務に対する対価は、事業者が提出する業務報告書（四半期報（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月））に基づき、市が確認した後、請求書を提出いただき、提出日から30日以内に支払います。
5	募集要項	6	2	1	(10)	①		開業準備業務に係る対価の支払い時期について、開業準備費は開館式典費用やパンフレット等の制作費用が中心であることから、供用開始後に一括してお支払いいただけないでしょうか。	開業準備業務に係る対価については、一括で支払うのではなく、維持管理及び運営業務費相当額に含めたうえで、事業期間を通じて平準化し、定期的に支払います。 具体的には、開業準備に要する費用を含む維持管理及び運営業務費相当額から、事業者が本施設利用者から得る収入を控除した金額を、本施設の引渡日から令和11年6月までを第1回目の期間とし、以後は3か月ごとに年4回、計60回に分割して支払います。
6	募集要項	6	2	1	(10)	②	イ	自主事業に係る人件費について、施設運営に係る部分と被りが発生する項目（受付や監視等）がでてくる可能性が考えられますが、そちらの人件費についても比率按分しての算出が必要でしょうか。	ご認識の通りです。
7	募集要項	7	2	1	(10)	⑤		光熱水費の負担について、「施設引渡し前に発生した光熱水費は全て事業者が負担」とありますので、開業準備期間の光熱水費は市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。開業準備期間中も光熱水費は市が負担します。
8	募集要項	8	2	1	(11)			基本契約締結時期について、令和8(2026)年の4月ではなく、3月になる可能性はございますでしょうか。	基本契約締結時期等について見直した結果、基本契約締結は12月下旬とします。なお、契約金額を規定する設計施工一括工事請負契約書は、12月下旬仮契約、3月議決、効力発生日は4月上旬となります。
9	募集要項	9	3	2				競争的対話の実施及び質問回答公表スケジュールの見直し（前倒し）をご検討いただけないでしょうか。	No. 13参照
10	募集要項	9	3	2				基本契約、設計施工一括工事請負契約の締結予定が令和8年4月上旬となっておりますが、これらの契約については、令和8年3月の議会の議決以前に仮契約を締結し、3月議会の議決をもって有効になるという理解でよろしいでしょうか。	No. 8参照

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
11	募集要項	9	3	2				競争的対話の実施及び質問回答公表までのスケジュールの前倒しをご検討いただけないでしょうか。仕様等の修正・変更が認められた場合、内容によっては提案書に反映する時間が確保できない可能性があります。	No. 13参照
12	募集要項	9	3	2				競争的対話日程や質疑回答公表日について、市の考えを提案に反映させる事を考えると、可能な範囲で現状より前倒しでご設定頂けないでしょうか。	No. 13参照
13	募集要項	9	3	2				募集・選定スケジュールにおいて、競争的対話の質問回答公表から提案書類受付締切までの期間がやや短く設定されております。一方で、提案書類受付締切からプレゼンテーションまで2か月以上間隔があります。提案書類受付締切を例えば10月上旬に遅らせる、もしくは競争的対話に係るスケジュールを7月中に早めるといった変更を検討いただけませんかでしょうか。	提案書類の受付締切について、ご意見等を踏まえ、10月3日（金）に変更します。
14	募集要項	9	3	2				競争的対話の実施及び質問回答公表スケジュールの前倒しをご検討いただけないでしょうか。 競争的対話にて、いただけたご意見等を提案書に反映できない恐れがございます。	No. 13参照
15	募集要項	11	3	3	(4)			募集要項等の修正を行う場合、5月下旬の質問回答時に公表されるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。修正版の公表は6月上旬を予定しています。
16	募集要項	11	3	3	(5)	②		副本について、押印コピーは不必要でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
17	募集要項	12	2	1	(8)			「応募者は『提案概要書』を提出し、同書の内容に基づいて競争的対話を実施する」とありますが、一度期日までに提案概要書を提出後、競争的対話実施前に変更があった場合は、再提出をお認め頂けますでしょうか。	概要版の提出期限を7月16日（水）とします。
18	募集要項	12	3	3	(8)			競争的対話について、「参加できる人数は、1グループ5名までとする」と記載がありますが、参加できる人数を10名程度にご変更頂くか、5名を超える場合はWEBでの参加もお認め頂けますでしょうか。	参加者は10名以内とします。ただし、情報の秘匿性確保の観点から、リモート（WEB）での参加は認めません。
19	募集要項	12	3	3	(8)	④		競争的対話の参加人数について、「1グループ5名まで」とありますが、より実践的な対話とするため、「1グループ7名程度」として頂けないでしょうか。	No. 18参照
20	募集要項	13	3	3	(9)	③		提案書の提出方法に関して、代表企業名及び事業名を朱書するとありますが、応募者名（応募者のグループ名）や受付番号の記載は不要との理解でよろしいでしょうか	応募者名、受付番号の記載は不要です。
21	募集要項	13	3	3	(10)			応募グループの構成員以外の企業もプレゼンテーションに参加することは可能でしょうか。	プレゼンテーションには、構成企業に限り参加可能です。
22	募集要項	16	3	4	(3)	⑫		応募者の制限について、あつみの市レイの運営者であるあつみ編集舎をグループに参加させている応募者は応募できない旨記載がありますが、一方で要求水準書P14 第2 1 (3)にはあつみの市レイとの調和を図りつつ、地域に親しまれる景観を創る旨記載があります。「調和を図りつつ地域に親しまれる景観を創る」という点においては、あつみ編集舎様のご意見も重要であると考えますが、例えば公式にあつみ編集舎様との面談機会を設けて頂くことは可能でしょうか。	市が面談機会を設けることはありません。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
23	募集要項	17	3	5				資格審査書類に様式2-3（SPC設立有無の記載要）を提出することとなっております。「SPCを設立する場合は別途市と協議」との記載がありますが、これは資格審査書類提出前に協議をしていただけるということでしょうか。また協議の方法は対面ということでしょうか。	本事業においては、特別目的会社（SPC）の設立を原則として認めます。ただし、契約関係書類の構成等に調整を要する場合があるため、資格審査書類提出後に、必要に応じて市から協議を依頼することがあります。 なお、当該協議は対面または書面により実施するものとします。
24	募集要項	18	3	7				提案価格について、契約日時点で想定される金額とし、その後の物価変動は考慮しないこととありますが、契約時点から維持管理運営開始まで約3年あります。その間の物価変動のリスクは市負担との理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営の対価について、2.0%以上の変動が認められる場合は、維持管理業務、運営業務のサービス対価を改定します（募集要項P20 9(1) ② イ参照）。
25	募集要項	18	3	7				本案件での「物価変動」とは人件費上昇も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
26	募集要項	18	3	7				提案価格の上限について、算定根拠は公表しないと記載がありますが、建設費と維持管理運営費の内訳について想定されている比率を目安としてお示しいただきたい。	建設費と維持管理運営費の内訳は公表しません。
27	募集要項	20	3	9	(1)	②	イ	物価変動協議は指標から2%以上の変動がある時とあります。2%以下の場合は事業者負担であれば、提案価格に物価変動を考慮せざるを得ないです。	ご指摘のとおり、物価変動協議は、前回改定時の指標と比較して2.0%以上の変動が認められた場合に対象となります。 したがって、仮に本年度は変動率が2.0%未満であり協議対象とならなかった場合でも、来年度以降に前回改定時からの累積変動が2.0%を超えれば、改定協議の対象となります。
28	募集要項	20	3	9	(1)	②		対価改定協議の時期は期間中であれば、何度も改定協議ができるものとして考えてよろしいでしょうか。	対価改定協議については、事務負担の軽減と運用の明確化の観点から、国交省の物価スライドに関するガイドラインに準じ、前回改定から1年が経過していることを協議実施の前提とすることとします。この取扱いにより、適正な物価変動の反映と円滑な事務運営の両立を図ります。 なお、維持管理・運営業務についても、年度ごとの指数変動を踏まえて年1回の改定機会を設けており、本件の変更により、維持管理・運営段階との整合が図られます。
29	募集要項	20	3	9	(1)	③	ア	協議開始日の属する月では確報値が出ていないので、変更可否が判断できない可能性があります。協議開始月（満了月）→確報値が出た段階で満了月の指数が確定するという理解でよろしいでしょうか	ご認識の通りです。
30	募集要項	20	3	9	(1)	② ③	ア ア	指標満了月（引渡2か月前）については議会承認等の手続きを除いた、事業者が市に対して協議申し立てをした日という理解で宜しいでしょうか。	議会承認等の有無に関わらず、事業者が市に対して協議申し立てした日（協議日）となります。
31	募集要項	20	3	9	(1)	② ③	ア ア	対価の改定については、施設整備費用のすべてが改定されるということでしょうか。また、協議申し立て時期によっては、田原市公共工事請負契約約款の第35条2のように残工事のみが対象となるということになるのでしょうか。	協議申し立て時期によっては、残工事のみが対象となります。設計施工一括工事請負契約書（案）別紙 「サービス対価改定」（特記第1関係）対価の改定の該当箇所は修正します。
32	募集要項	21	3	9	(4)	②		履行保証保険の付保については、保険会社でも金融機関でもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
33	募集要項	24	5	1				添付資料2 地盤が軟弱と思われます。ボーリングデータの20m以下の資料をご提示をお願いいたします。	20m以深のデータはありません。
34	募集要項	25	5	3				「事業期間中においては事業者は事業用地を無償で利用できるものとする。」と記載がありますが、自主事業として施設または土地を使用する場合には、行政財産使用料が発生しないという理解でよろしいでしょうか。 また、行政財産使用料が必要になる条件がありましたら提示をいただきたく存じます。	ご認識のとおり、本事業では、事業者は事業用地（施設・土地）を事業期間中無償で利用できるものとしており、自主事業においても、これにより行政財産使用料は発生しません。また、現時点で、行政財産使用料が必要となる条件等は設けておりません。
35	募集要項	31					資料2	資料2リスク分担表の不可抗力について、保険等の措置によるカバー範囲を超えるときは、超えた額が対価の額の100分1までは事業者負担となっていますが、不可抗力なので、市負担ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、不可抗力による損害であっても、現時点で公表している資料2「リスク分担表」においては、保険等による補填額を超えた部分について、対価の額の100分の1を上限として事業者が負担する旨を定めています。本取り決めは、不可抗力に伴うリスクの一定部分を事業者にも共有いただくことで、契約全体としてのリスクバランスを図る趣旨に基づくものです。
36	要求水準書	2	1	2	(4)			ZEB Orientedに準じた基準を目指すと思いますが、本件の規模及び用途的に同基準には合致しないものと考えます。具体的な一次エネルギー削減目標等ありましたらご提示下さい。	ご指摘のとおり、本事業の規模および用途により、ZEB Oriented の認証要件に形式的に適合することは困難と想定しています。また、削減目標等は個別に定めていません。
37	要求水準書	4	1	3	(2)	⑤		学校利用に関する運営業務に、「別途契約にて実施予定」とありますが、審査基準の項目には40点の配点がされています。その中には「金額設定の妥当性」との記載があります。提案価格に含まない業務の金額の妥当性が、評価対象となっていることは運営業務費の見込みに大きく反映することが想定され、公平な競争が阻害されると考えます。よって、評価項目からの除外をお願いします。	学校利用に関する運営業務は、本事業とは別途契約にて実施予定としているものの、本事業の選定事業者が当該業務も含めて一体的に担う予定であることから、その実施体制や費用水準の妥当性についても評価することは、総合的な事業者選定の観点から重要であると考えています。 提案内容の整合性や実現性を含めて総合的に評価するため、当該評価項目（配点を含む）は必要と判断しており、現時点での制度設計および想定条件に照らし、原案のとおりとします。
38	要求水準書	4	1	3	(2)	⑤		学校利用に関する運営業務について、「別途契約にて実施予定」と記載がありますが、一方で審査基準書P11 3 運営業務に、学校利用に関する運営業務の項目が40点見込まれ、そのうちの1項目に「金額設定の妥当性」がございます。 学校利用に関する運営業務については、提案価格に含まないことを実施方針等に関する質問回答でも確認しておりますが、提案価格に含まれない業務の金額設定の妥当性が評価対象となることについて、その他の運営業務費の見込み方にも影響する可能性があり、公平な競争が阻害される懸念があると考えることから、評価項目から外すことをご検討頂けますでしょうか。	No. 37参照

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
39	要求水準書	4	1	3	(2)	⑤		学校利用に関する運営業務について、「別途契約にて実施予定」とありますが、審査基準書P11 3 運営業務には、学校利用に関する運営業務の項目の配点が40点あり、審査の視点として「金額設定の妥当性」が挙げられております。 学校利用に関する運営業務については、提案価格に含まないことを確認しておりますが、提案価格に含まれない業務の「金額設定の妥当性」が評価対象とすることで、その他の運営業務費の見込にも影響を与える可能性があるのではないかと考えております。 こちらの項目を評価対象から外す可能性はございませんでしょうか。	No. 37参照
40	要求水準書	7	1	6	(1)			その他に河川浸水についても配慮し、スムーズに2階へ避難できる動線等を確保することとありますが、屋外からの使用を想定していますでしょうか。	施設利用者等の屋内2階への避難を想定しています。
41	要求水準書	7	1	6	(2)	①		建設地の土壌汚染調査結果や地中埋設物の状況についてご教示お願いいたします。	建設地について把握している資料は、地中埋設物については閲覧資料2「事業予定地地盤調査資料」、土壌汚染については、要求水準書P7第6(2)①土地利用履歴となります。
42	要求水準書	7	1	6	(2)	①		本敷地は土壌汚染の恐れはないという認識でよろしいでしょうか。	No. 41参照
43	要求水準書	7	1	6	(2)	①		自然由来等にて土壌汚染土が発生した場合は、市の負担にて対応でよろしいでしょうか。	計画地の土壌汚染による計画変更は市の負担となります。
44	要求水準書	8	1	6	(2)	②		ATMの撤去及び再設置のスケジュールについてご教授下さい。	スケジュールについては事業者の提案としてください。施設引渡し日までに再設置場所での利用ができるようにしてください。
45	要求水準書	8	1	6	(2)	②		ATM再設置予定場所について、用途上可分であるため、本敷地や隣地敷地とは切り離すものと理解しましたが、フェンスなどの設置予定はありますでしょうか。ない場合、ATM敷地も自由に往来可能理解して宜しいでしょうか。	フェンス等の設置予定はありません。自由に往来可能としてください。
46	要求水準書	8	1	6	(2)	②		ATM再設置予定場所について、予定されている敷地の範囲を測量図に明示頂けますでしょうか。	ATM再設置場所は、事業者提案によるものとします。 条件については要求水準書 (P13 2 1 (2) ① オ) に次のとおり示す予定です。 次の事項に留意して再配置を計画すること。 a. 国道259号から視認性の高い箇所とすること。 b. ATM専用駐車場を2台用意すること。 c. ATM利用者の車が国道から出入りしやすい配置とすること。 d. 安全性に配慮した計画とすること。 e. ATMは365日8時から20時までの利用可能な計画とすること。 f. あつみの市レイの利用者のATM利用にも配慮した配置とすること。
47	要求水準書	8	1	6	(2)	②		想定で構いませんのでATM施設の大きさを参考としてご提示ください。	既設ATMと同程度の5.6m×2.2m程度を想定しています。
48	要求水準書	8	1	6	(2)	②		ATM再設置予定場所について、提案によって、国道259号に面して視認性の高い位置であれば設置予定位置を変更することは可能でしょうか。	No. 46参照

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
49	要求水準書	12	2	1	(1)			共用部等に「休憩室」とありますが、諸室の詳細の記載がありません。設置が必要な場合、想定している利用者や部屋の広さ、必要設備、設置要件などをご提示ください。	要求水準書P25 2 (7) ① キに記載のとおりです。
50	要求水準書	12	2	1	(2)	①		意匠計画の考え方 イ北側民有地に設置されている太陽光パネルの影響に配慮とは具体的にどこまでの配慮が必要ですか。	本件については、明確な定めは設けておりません。
51	要求水準書	13	2	1	(2)	①	オ	ATMの移設場所について、添付資料11に示されている移設予定地以外でも利用者導線に配慮した上で事業者提案可とさせていただきますでしょうか。	No. 46参照
52	要求水準書	13	2	1	(2)	①	オ	ATMについては、国道259に面した視認性の高い箇所へ再設置を計画することとありますが、添付資料11には移設予定地が示されています。移設予定地はあつみの市レイとの敷地境界近傍の為、両敷地間の往来時に死角が生まれ、安全性の確保に問題が発生することが予想されます。敷地のゾーニングも制限されるため、移設地は国道259に面した箇所での事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	No. 46参照
53	要求水準書	13	2	1	(2)	①	オ	必要な敷地面積や仕様（ATM建屋の大きさ、専用駐車場の有無）についてご教授ください。	No. 47参照 ATM専用駐車場については2台確保してください。
54	要求水準書	13	2	1	(2)	①	オ	A T M の設置場所について、利用者の安全と利便性向上の観点から「事業者提案による」として頂けないでしょうか。	No. 46参照
55	要求水準書	13	2	1	(2)	①	オ	ATMの設置について、国道259号に面した視認性の高い箇所へ再設置とありますが、別添資料11航空写真（参考図）では移設予定地が指定されています。現状ですと、敷地のゾーニングが制限されてしまうため、移設予定地を事業者提案とすることをご検討いただけないでしょうか。	No. 46参照
56	要求水準書	13	2	1	(2)	①	オ	ATMの移設場所について、国道259に面した視認性の高い箇所へ再設置を計画することとありますが、添付資料11に示されている移設予定地以外でも、利用者導線に配慮した上で事業者提案可能とさせていただきますでしょうか。	No. 46参照
57	要求水準書	13	2	1	(2)	②		学校利用時の送迎バス（大型バス）の車寄せを確保し、児童・生徒が雨をぬれずに最低限1台が乗降出来るように計画とありますが、1日のうち同時にバスがくる場合の台数は、最大2台と考えて宜しいのでしょうか。	同時に送迎バス（大型バス）がくる場合は、最大2台を想定しています。
58	要求水準書	19	2	1	(7)	①		「大規模地震などの災害により水道水の供給が停止した場合、緊急時用ろ過装置を活用し、プール水を我が国の水質基準に適合した飲料水として供給すること。」とありますが、新旧対照表1ページの6段目の項目では、同様の記載が表と共に削除となっております。これは新旧対照表を正とし、要求水準書に記載の部分は削除漏れという理解で宜しいでしょうか。	新旧対照表が誤りです。新旧対照表を修正します。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
59	要求水準書	22	2	2	(1)	⑪		観覧スペースは「学校利用時に一般観覧者とスペースが仕切れるスライド式の扉を設置すること。」とありますが、設置する趣旨や配慮事項などあれば教えて下さい。	学校授業の実施中、見学の児童・生徒と一般観覧者が同一スペース内に混在することのないよう、観覧スペースを区分けするものです。なお、学校授業がない場合は観覧スペースを広く利用できるよう、収納できるスライド式扉を設置すること。
60	要求水準書	23	2	2	(3)	⑥		子育て応援施設の職員更衣室について、添付資料5に16㎡とありますが、男女合わせて計16㎡という考えでよろしかったでしょうか。	ご認識の通りです。
61	要求水準書	24	2	2	(3)	⑧		クッキングルームについて、添付資料5に記載がある受講者用机4台と会議室として利用する机・椅子等とは別でしょうか。	同じものです。
62	要求水準書	24	2	2	(3)	⑧	イ	備品については「添付資料6 什器・備品リスト」を参考とすること。とありますが、「添付資料6 什器・備品リスト」の品名：各種調理器具・食器について備考欄に「提案による」となっております。クッキングルームでの市が実施する事業「各種栄養講座」で使用する「各種調理器具・食器」は、考慮しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	市が実施する事業においては、あつみライフランドの各種調理器具・食器（例：食器、鍋、フライパン、包丁、まな板、やかん、お玉、へら等、通常の調理で使用するもの）を移動のうえ使用するもので、これらについては配慮の必要はありません。一方、事業者が実施する事業で使用する調理機器については、必要に応じて考慮してください。
63	要求水準書	25	2	2	(6)	⑤	ー	当該部分には打合せ室の記載がありませんが、添付資料5には打合せ室含むとあります。室ではなく打合せスペースとして設置させていただいてもよろしいでしょうか。	打合せスペースも可とします。
64	要求水準書	25	2	2	(6)	⑤	ー	給湯室は給湯コーナーとさせていただいてもよろしいでしょうか。	給湯コーナーも可とします。
65	要求水準書	26	2	2	(8)	①	ウ	北側敷地への車両動線として原ノ島平城線の使用は可能でしょうか。	市道原ノ島平城線については、一般利用者の車両の出入りを不可とします。ただし職員用の車両についての出入りは可とします。
66	要求水準書	26	2	2	(8)	①	キ	あつみの市レイとの往来しやすい配置とありますが、歩行者のみでしょうか。それとも車両の往来も考慮するのでしょうか。	歩行者に加え、車両の往来もできるようにしてください。
67	要求水準書	26	2	2	(8)	①	キ	あつみ市レイとの北西の往来は不可とありますが、車両に限って往来不可という理解でよろしいでしょうか。	車両の往来は不可としますが、歩行者の往来は可とします。
68	要求水準書	27	2	3	(1)	④	ー	公共建築工事標準仕様書平成28年版とありますが、最新版と考えてよろしいでしょうか。	令和7年版の誤りです。「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠してください。
69	要求水準書	30	3	3	(1)	②		着手前については事業者にて近隣説明は致しますが、事前に市からの説明はあったのでしょうか。（近隣に対しての前捌き）	用地測量時に近隣住民や地元自治会への説明を実施しています。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
70	要求水準書	36	4	1	(3)			維持管理業務に係る仕様について、添付資料8に範囲および頻度が記載されておりますが、民間事業者のノウハウ活用の観点から、「法定義務を満たした上で事業者提案による」との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。維持管理業務に必要な範囲及び頻度を提案してください。
71	要求水準書	44	8					事業者が行う経常修繕及び計画修繕と大規模修繕との区別が不明です。具体的にお示し頂けますでしょうか？	要求水準書P4 3 (2) ③※に記載している内容を参照してください。
72	要求水準書	53	5	9				市が実施する事業で諸室（特にクッキングルーム）を使用した場合、使用後は各自で清掃・ゴミ出し等していただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
73	審査基準書	1	1	2				選定委員は公表されますでしょうか。	募集要項P19 8 (1) に記載のとおりです。
74	様式集	5					様式2-1	様式2-1 応募表明書（以降、該当する全ての様式に関して）、「応募者名」欄の記載は、下記1）2）のいずれかとすることによりよろしいでしょうか。 1）〇〇〇グループ（〇〇〇は代表企業名） 2）応募グループで任意の名称を作成 もしくは具体的な記載方法をご教示ください。	応募者名の記載ルールはありません。応募者グループでご検討ください。
75	様式集	9					様式2-4-1	委任状について、受任者記入欄に「「各種契約書とは？」」「※共通事項」と記載されておりますが、誤記でしょうか。	誤記ですので様式の修正を行います。
76	様式集	9					様式2-4-1	様式2-4-1 委任状（本店から支店等への委任） 田原市の入札参加資格を支店名で取得している場合、当委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格を支店名で取得しており、当該支店が手続を実施する場合は、様式2-4-1「委任状（本店から支店等への委任）」の提出は不要です。
77	様式集	11					様式2-4-3	様式2-4-3 委任状（構成企業→代表企業）について、各構成企業ごとで委任状作成でもよろしいでしょうか。構成企業が多い場合押印リレーに時間を要するため。	各構成企業ごとの作成を認めます。
78	様式集	12～16					様式2-5～2-9	様式2-5～2-9について、実績を証する書類の写しですが、守秘義務等があるため、必須項目以外の物件名、請負価格等は黒塗りの提出としてよろしいでしょうか。	資格要件を満たすことを証することができれば、必須項目以外を黒塗りにして提出しても構いません。
79	様式集						様式4-2	エクセル様式4-2「提案価格見積金額内訳書（事業期間合計）」について、整備費【Ⅰ】と維持管理・運営費【Ⅱ】の合計から、事業者収入【Ⅲ】を差し引くこととなっておりますが、事業者収入【Ⅲ】内の「ブルー関連商品販売収入」と「自主事業収入」の額については、仕入れ費用や人件費等の経費が発生するため、それぞれ“収入（売上）”ではなく、“収入（売上）”から“支出”を差し引いた“利益”を記載するという理解でよろしいでしょうか。	事業者収入【Ⅲ】における「ブルー関連商品販売収入」および「自主事業収入」については、収入（売上）から当該事業に要する支出（仕入れ・人件費等）を控除した利益額を記載するというご理解で差し支えありません。エクセル様式4-2「提案価格見積金額内訳書（事業期間合計）」の該当箇所は修正します。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
80	様式集						様式4-4	様式4-4 維持管理・運営計画書について 各項目に人件費、諸経費、消耗品の金額記載覧がありますが、一式で外部委託する場合、各項目ごとに記載は難しいので、一式の金額を記載することでよろしいでしょうか。	「一式」と明記のうえ、総額のみを記載して差し支えありません。
81	様式集						様式5-33-2	様式5-33-2「修繕費内訳書(年度別)」は、各年度に想定される修繕費を計上するものの、実際に市から事業者への支払は、毎年度一定金額(固定金額)になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
82	様式集	80					様式5-37	項目①、②の双方に「地域向けイベントの開催」と記載されていますが、誤記でしょうか。	②は「地域経済への貢献(地元雇用等)の提案」の誤りですので、様式の修正を行います。
83	様式集	26		1	(6)			「提案内容で強調したい部分があれば、下線等の処理を行うこと」とありますが、強調部分には、下線以外にも、文字色を変えたり、太字加工を加えたりすることは差し支えないでしょうか。	下線以外の強調加工も可とします。
84	様式集	26		1	(7)			「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、副本には企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定できる表現はしないこと」とありますが、ここでの「応募者」は「応募構成企業(協力企業含む)」を指すものと理解してよろしいでしょうか。 また、上記の場合、各構成企業名の表記方法は、担当業種別(設計企業、建設企業)に置き換えるものとし、当該業務を複数企業で担う場合は、アルファベットを付記(例:設計企業A, 設計企業B)することよろしいでしょうか。	ご認識の通り、「応募者」は「応募構成企業(協力企業含む)」を指します。 担当業種別にアルファベットを付与する表記でも問題ありません。
85	様式集	26		1	(7)			「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、副本には企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定できる表現はしないこと」とありますが、正本・副本とも応募者名(応募者構成企業名)は業務種別(設計企業、建設企業等)での置き換え表記とし、正本には別途、任意書式の「企業名対応表」を綴じ込む形式でよろしいでしょうか。	正本・副本とも応募者名(応募者構成企業名)は業務種別(設計企業、建設企業等)での置き換え表記とし、正本には別途、任意書式の「企業名対応表」を綴じ込む形式も可とします。
86	様式集	26		1	(7)			「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、副本には企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定できる表現はしないこと」とありますが、応募者以外(下請企業、再委託企業、連携企業など)の企業名は記載してもよろしいでしょうか。	応募者以外(下請企業、再委託企業、連携企業等)の企業名の記載は認めません。
87	様式集	26		1	(7)			「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、副本には企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定できる表現はしないこと」とありますが、構成企業が受託している施設名称や所在地(自治体名)を記載することは、「応募者を特定できる表現」に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	構成企業が受託している施設名称や所在地(自治体名)を記載することは、「応募者を特定できる表現」に該当しません。
88	様式集	26		2	(2)			「A3指定となっている様式について、段組みの設定は自由」とありますが、A4判についても、段組みを用いてレイアウトを行ってもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
89	様式集	26		2	(3)			「『A4判2枚』となっている場合で、表現上必要な場合はA3判1枚としてもよい」とあることから、「A4判4枚」の指定枚数内での組合せは、「A4判×4枚」「A3判×1枚+A4×2枚」「A3判×2枚」のいずれでもよい、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
90	様式集	26		2	(4)			「各提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイントとする」（図表内の文字を除く）とありますが、「10.5ポイントに統一」でしょうか。もしくは「10.5ポイント以上」（例：見出し12ポイント、本文10.5ポイント）と読み替えてよろしいでしょうか。	「10.5ポイント以上」（例：見出し12ポイント、本文10.5ポイント）とします。様式の表記は修正します。
91	様式集	27		3	(2)			提案書を綴じ込むファイルについて「A4サイズのファイル(紙)」「A3サイズのファイル(紙)」との指定がありますが、紙製であってもリング式等ではなく、一般的な「紙製フラットファイル」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ファイルは紙製でなくても構いません。材質は指定しません。ただし、「ウ 提案書」、「エ 設計図書等」を綴じ込むファイルについては、一定以上の堅牢性を有するファイルを使用してください。
92	様式集	27		3	(2)			「※ 様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、インデックスシートを挟み込む形でよろしいでしょうか。	インデックスの作成方法については指定はありません。
93	様式集	27		4	(2)			「※ 様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、様式番号でインデックスを付ける場合、提案書には49枚のインデックスが必要となります。このため、提案書の読みやすさにも配慮し、インデックスを付ける箇所は「審査項目一覧表」の冒頭に記載されている下記項目(6箇所)に限定していただけないでしょうか。 1 事業実施に関する事項 2 施設整備に関する事項 3 運営に関する事項 4 維持管理に関する事項 5 自主事業に関する事項 6 その他	No. 92参照
94	様式集	27		4	(2)			各ファイルの表紙の表記に関して、「事業名、書類名、受付番号及び通し番号（正本又は副本1/10～10/10）」とありますが、うち「書類名」の表記方法については、4 提出部数(1)の記載を踏まえ、下記の通りでよろしいでしょうか。 A4ファイル：提案書に関する提案書類 A4ファイル：価格提案書・提案書 A3ファイル：設計図書等	ご認識の通りです。また、「ア 提案書に関する提案書類」、「イ 価格提案書」は、副本の提出は不要です。 A4ファイル：提案書に関する提案書類 A4ファイル：価格提案書 A4ファイル：提案書 A3ファイル：設計図書等
95	様式集	27		4	(2)			A4サイズ、A3サイズともにファイル（紙）に綴じるとありますが、プラスチックのリング型ファイルに綴じて提出することは可能でしょうか。	No. 91参照

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
96	様式集	27		4	(3)			4 提出部数（3）では「提出時には、（1）ア～エ全ての書類と同じ内容を保存したCD-R（DVD-Rでも可）を2枚提出」とありますが、続く（4）では、提案書とあわせて提出するCD-Rのフォルダー構成は「価格提案書」「提案書」及び「設計図書等」とあり、アに該当する「提案書に関する提出書類」の記載がありません。 上記より、押印書類も含まれる「提案書に関する提出書類」に関しては、ファイル(紙)で正本1部のみ提出し、CDへのデータ保存は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式4に示すCD-R（またはDVD-R）のフォルダー構成に関し、「提案書に関する提出書類（様式3-1～3-4）」についても、全体の整合性を確保する観点から、CD-Rに保存のうえ提出していただくよう変更いたします。様式集の該当箇所は修正します。
97	様式集	27		4	(3)			提案書とあわせて提出するCD-Rについて「受付番号、保存されている書類名称及び様式番号を明記すること」とありますが、CDの記載スペースを考慮し、各提出ファイル(紙)の表紙に準じて「事業名」「書類名」「受付番号」とし、うち「書類名」については、下記の通りでよろしいでしょうか。 ・価格提案書 ・提案書 ・設計図書等	ご提案のとおり、CDの記載スペースを考慮し、紙媒体の表紙と同様に「事業名」「書類名」「受付番号」を記載し、うち「書類名」は以下の3区分に整理していただいて構いません。 ・価格提案書 ・提案書 ・設計図書等
98	様式集	27		5	(1)			提案書における工夫として、文字フォントの変更や枠・文字への着色等は、適宜行ってよろしいでしょうか。	No. 83参照
99	様式集	27		5	(2)			「記述内容や提案構成等は、提案価格の根拠となるよう配慮して詳細に記述すること」とありますが、「提案価格の根拠となる記載方法」について、具体的に例示していただけないでしょうか。	ご質問の「提案価格の根拠となる記載方法」については、提案価格見積金額内訳書（様式4-2）の各項目と、整備費・運営費等の詳細内訳（様式4-3～4-5）との整合を図ることが重要です。 また、様式4-3～4-5については、提案書（様式5群）によってその内容が補足・裏付けされる関係にあります。 そのため、提案書（様式5群）においては、施設整備、運営業務、人員体制、資機材等の内容について、数量、頻度、仕様等を具体的に記載して下さい。
100	様式集	27		5	(4)			「提案内容に関する文章については、一つの提案が一つの文となるよう簡潔に表現すること」とありますが、関連する提案の場合、一つの文の中に二つ以上の提案内容が含まれる場合もあると思料いたします。本記載は「簡潔な表現とすること」を趣旨とする留意点であり、失格要件の記載ではない、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。提案の趣旨をわかりやすく簡潔に表現してください。
101	様式集	37						P37設計図書の様式一覧と様式集P88の提出図一覧で提出書類が異なります。様式集P88の提出図一覧を正と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、設計図書一覧（P37）において、様式6-15「内観透視図」、様式6-16「外構計画図」、様式6-17「事業実施工程表」が記載されておりませんでした。 また、P37とP88の間で様式名（図面名称）に表記の違いがある箇所も確認されましたので、これらについては該当箇所を修正のうえ、整合を図ります。

●募集要項等に関する質問に対する回答

2025/5/30

No	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問内容	回答
102	様式集	39 43 84						提案書の各表紙【様式4-0】【様式5-0】【様式6-0】に関して、注記として「副本には、応募者名は記載しないこと」とありますが、副本の当該欄はブランク（空欄）とする理解でよろしいでしょうか。	副本の応募者名はブランク（空欄）としてください。
103	様式集						資格審査に関する提出書類	資格審査書類の提出にあたり、各様式ごとにインデックスを付す必要はないという理解で差し支えないでしょうか。	資格審査書類の各様式にもインデックスを付してください。
104	様式集						各提案書様	各様式の枚数制限とは別に、関連資料や補足資料の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、関連資料や補足資料は認めません。
105	様式集						各提案書様	「企業名が特定されないように記入すること」とありますが、応募者名、代表企業、構成企業、協力企業以外の企業の名称（例：外部アドバイザー、資機材購入先、資機材の製造者の名称等）を記載することは問題ないでしょうか。	No. 86参照